

TMO 構想策定の前提編

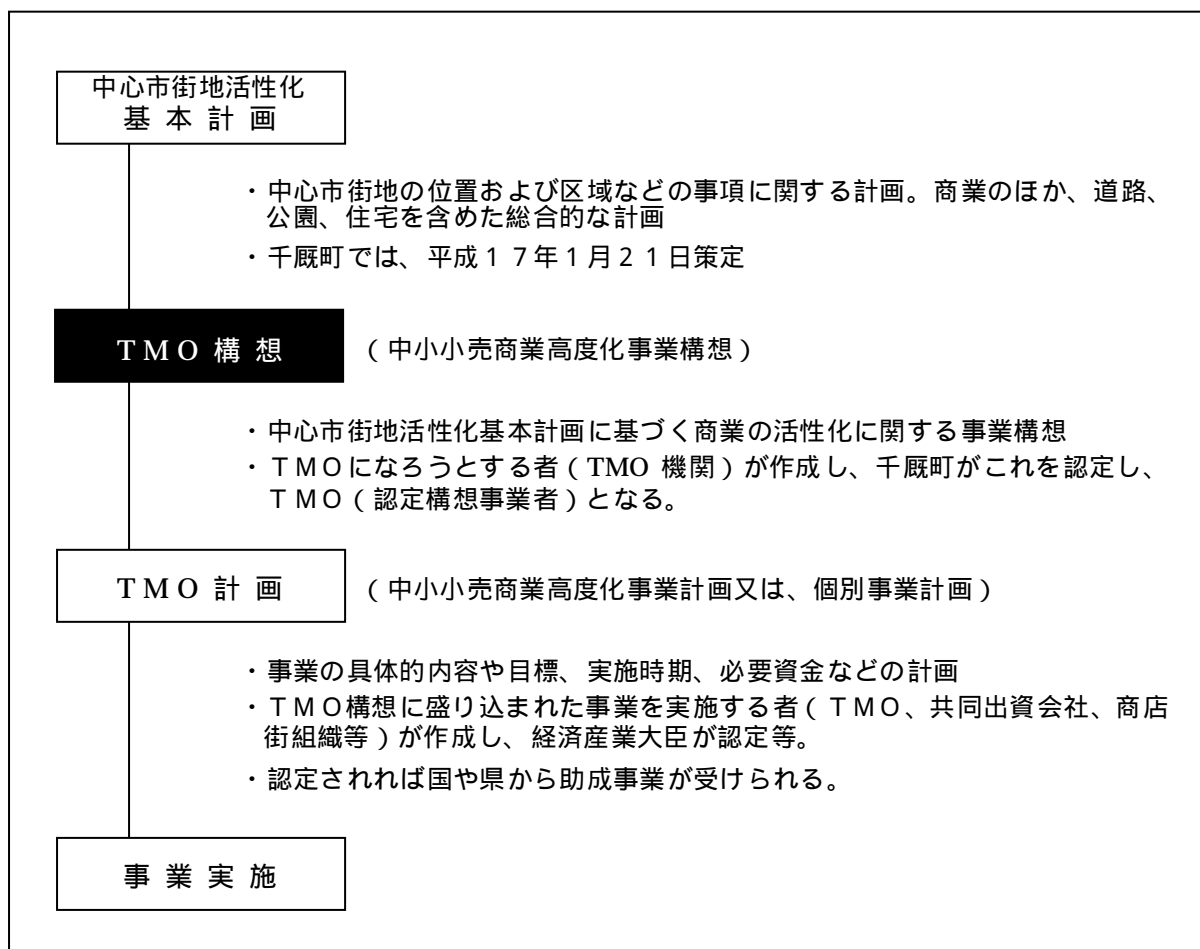
- 1 TMO構想の位置づけ TMO構想とは

中心市街地の活性化に関する各種の支援策は、中心市街地活性化法（「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」平成10年6月3日法律第92号）により定められた一連の流れによって行われる。

まず、国が作成した中心市街地活性化の「基本方針」（平成10年7月31日）に沿って、市町村が中心市街地活性化に関する「基本計画」を作成し、その基本計画に基づいて、中小小売商業の高度化を推進する機関（TMO / Town Management Organization）が「TMO構想」を作成するとともに市町村から認定を受ける。そして、TMO構想に基づいて各事業実施者が作成した事業計画（TMO計画）を国（経済産業大臣）が認定し支援が行われる。

なお、本「TMO構想」は、中小小売商業高度化事業構想として位置付けられ、今後TMO構想に基づいて個別の事業ごとに「TMO計画」等を作成し、認定されることで、各種の支援策が講じられることになる。

経済産業省支援による事業化の手順と千厩町の取り組み



- 2 千厩町中心市街地活性化基本計画

1. 基本的な方針

千厩の中心市街地（まち）は、本来、酒蔵をはじめとする個性的な歴史文化資源、千厩川などの豊かな自然環境、優しく機微に満ちた住民気質など、魅力に満ちた地区であった。かつての交通・行政・経済の中心地としての役割は薄れたが、こうした魅力的な資源を有効に活用することで、本来果たしていた「さと」や近隣町村にとっての文化交流拠点としての役割を再生し、さらには、より広域からの交流人口を増加させ、かつての賑わいを取り戻すことができるはずである。

また、このような歴史文化資源・自然環境を活かしたまちづくりを、「まち」の住民だけでなく、広く「さと」の住民と進めていく。できることから等身大に無理せず取り組んでいく。

そのようなまちづくりが、千厩の中心市街地（まち）の活性化の基本方針である。

基本テーマ：歴史を彩る蔵街道

「さと」と「まち」の協働によるぬくもり・賑わい再生プラン

2. 目 標

「中心市街地活性化基本計画」において以下の6項目を活性化の目標として定めている。

【酒蔵などの歴史的文化的資源を活用した個性ある観光交流拠点づくり】

横屋酒造の酒蔵や気仙沼街道の歴史的まちなみ、天王山等、魅力的な歴史文化資源の魅力を住民自身が再認識し、それを保全活用する。現在分散しているそれらをつなぐ魅力的なみちづくりを進めて回遊性を生み出し、酒造り等をテーマにした個性的な観光交流拠点づくりを進め、広域からの来街者の増加を図る。

【近隣町村や「さと」にとっての文化交流拠点としての役割の再生、農の振興】

空き地や空き店舗を活用して、「さと」の住民が農産物の販売や休憩・交流ができる場を生み出し、本来、中心市街地（まち）が果たしていたはずの文化交流拠点としての役割を再生し、「さと」や近隣町村からの来街者を増やし、ぬくもりと賑わいを再生する。このことにより、農の振興や「さと」の活性化を併せて図ることとする。

【まちを囲む緑、川の水に親しめる、豊かな自然環境の保全活用】

中心市街地（まち）を特徴づける、川や緑の豊かな自然環境を保全し、川の水の浄化や千厩川への親水空間の設置などにより、自然に親しめる環境づくりを進める。

【歩いて楽しく、安全で、お年寄りや子供が快適に暮らせるまちづくり】

中心市街地（まち）の通過交通を抑制し、歩行者中心のまちとする。同時に、駐車場の適正配置や公共交通の利便性向上により、来街者等の交通を安全かつ効率的に処理する。住まい手としてはお年寄りと子供を重視し、歩道等の安全性の確保や魅力的な住環境づくりを進める。

【「さと」と「まち」の協働、できることから段階的に進める等身大のまちづくり】

中心市街地（まち）の住民だけではなく、「さと」や近隣町村の住民も交え、幅広い層の取り組みにより実現を図る。こうしたまちづくりを持続的、継続的に管理するためのタウン・マネージメント機能を確立し、段階的に無理せず、しかし着実にまちづくりの進行を図る。

3．位置及び区域

